特別養護老人ホーム「おいたまの郷」基本サービス費・その他料金表

1.訪問介護

身体介護	提供時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間以上 30分増す毎に
	-ビス費 報酬 己負担額	1,670円 167円	2500円 250円	3,960円 396円	5,790円 579円	

※引き続き「生活援助中心型」を算定する場合は、25分を増すごとに67円加算になります。

生活援助	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上
基本サービス費 基本報酬 利用者自己負担額		1,830円 183円	1,250円 225円

※介護保険負担割合証の負担割合が2割と記載されている方は、介護保険一部負担額が2倍に、3割と記載されている方は3倍になります。

※収入によって負担割合が異なります。

特定事業所加算 [介護保険適用料金の20%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の13.7%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の6.3%		

- ※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた 日安の時間を基準とします。
- ※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として2021年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せあり。

2.日常生活支援総合事業(訪問型サービス)

支 給 区 分	I	Ⅱ	Ⅲ
	(概ね1回/週)	(概ね2回/週)	(概ね3回/週)
基本サービス費 利用者自己負担額	1,176円	2,349円	3,727円

※介護保険負担割合証の負担割合が2割と記載されている方は、介護保険一部負担額が2倍に、3割と記載されている方は3倍になります。

※収入によって負担割合が異なります。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の6.3%

- ※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ※利用料金は1ヵ月ごとの定額制です。訪問型サービス計画において位置づけられた支給区分によって上記の通りとなります。
- ※月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則日割り計算は行いません。
 - 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
 - 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
 - ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ※月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単位に基づいて利用料を計算します。

3.訪問介護・訪問型サービス(共通)

初回加算(<mark>初月のみ)</mark>	200円
緊急時訪問介護加算	100円